

住宅用家屋証明書の添付書類

I.新築家屋の場合

- 住宅用家屋証明申請書
- 住宅用家屋証明書
- 住民票謄本の写し ※住民登録していない場合、「申立書」と「現在の住民票謄本の写し」
- 登記完了書または登記事項証明書の写し ※所有者、建築年月日が分かる法務局発行のもの
- 建築確認済証または検査済証の写し ※公印または社印が押印された表紙部分のみ
- 認定通知書の写し ※特定認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の場合

II.建築後使用されたことのない家屋(建売住宅や分譲マンション等を購入の場合)

- 住宅用家屋証明申請書
- 住宅用家屋証明書
- 住民票謄本の写し ※住民登録していない場合、「申立書」と「現在の住民票謄本の写し」
- 登記完了書または登記事項証明書の写し ※所有者、建築年月日が分かる法務局発行のもの
- 建築確認済証または検査済証の写し ※公印または社印が押印された表紙部分のみ
- 認定通知書の写し ※特定認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の場合
- 家屋未使用証明書 ※宅地建物取引業者等が発行のもの
- 登記原因証明情報の写し

III.建築後使用されたことのある家屋(中古住宅の場合)

- 住宅用家屋証明申請書
- 住宅用家屋証明書
- 住民票謄本の写し ※住民登録していない場合、「申立書」と「現在の住民票謄本の写し」
- 登記完了書または登記事項証明書の写し ※所有者、建築年月日が分かる法務局発行のもの
- 売買契約書または登記原因証明情報等の写し
- 代金納付期限通知書の写し ※競落の場合

(III.建築後使用されたことのある家屋)のうち、建築後25年を経過した石造・れんが造・コンクリートブロック造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の家屋（その他構造家屋は建築後20年）については、以下のいずれかの書類の写しを添付すること。

- 耐震基準適合証明書
※当該家屋の取得の日前2年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限り
- 住宅性能評価書
※当該家屋の取得の日前2年以内に評価されたもので構造躯体の倒壊等防止に係る評価が等級1～3に限り
- 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る保険付保証明書
※当該住宅の取得の日前2年以内に契約が締結されたものに限り（住宅瑕疵担保責任保険法人発行のもの）

抵当権設定登記のみを目的とした登記の場合は以下の書類のいずれかを添付すること。

- 金銭消費貸借契約書等の写し
- 登記原因証明情報（抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載のものに限る）